

2 歳 入

(款) 1 町 税 (項) 1 町 民 税 (単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1 個 人	745,500	759,400	△13,900	1 現年課税分	736,500	○均等割 25,000 1月1日時点で町内に居住している個人等に対して、地方税法等の規定により課税するもの 均等割：3,500円 ○所得割 711,500 1月1日時点で町内に居住している個人に対して、地方税法等の規定により課税するもの 所得割：課税標準の6%
				2 滞納繰越分	9,000	○滞納繰越分 9,000 前年度より繰越される個人町民税の滞納分で、当年度に納税が見込まれるもの
				2 法 人	40,143	36,150
				2 滞納繰越分	143	○滞納繰越分 143 前年度より繰越される法人町民税の滞納分で、当年度に納税が見込まれるもの

(款) 1 町 税		(項) 1 町 民 税			(単位：千円)	
目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
計	785,643	795,550	△9,907			

(款) 1 町 税		(項) 2 固定資産税				
1固定資産税	810,831	735,599	75,232	1現年課税分	800,831	○土地 312,846 1月1日時点で町内に土地を所有する者に対して、地方税法等の規定により課税するもの 税率：土地課税標準額の1.4% ○家屋 363,146 1月1日時点で町内に家屋を所有する者に対して、地方税法等の規定により課税するもの 税率：家屋評価額の1.4% ○償却資産 124,839 1月1日時点で町内に償却資産を所有する者に対して、地方税法等の規定により課税するもの 税率：償却資産評価額の1.4%
				2滞納繰越分	10,000	○滞納繰越分 10,000 前年度より繰越される固定資産税の滞納分で、当年度に納税が見込まれるもの
計	810,831	735,599	75,232			

(款) 1 町 税

(項) 3 軽自動車税

(単位:千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1軽自動車税	26,605	25,805	800	1現年課税分	26,305	<p>○原動機付自転車 1,225</p> <p>4月1日時点の原動機付自転車の所有者に対して、地方税法等の規定により課税するもの 原付第1種:1,000円、原付第2種(乙):1,200円、 原付第2種(甲):1,600円</p> <p>○軽自動車 23,805</p> <p>4月1日時点の軽自動車の所有者に対して、地方税法等の規定により課税するもの 二輪(250cc以下):2,400円、四輪乗用営業用:5,500円、 四輪乗用自家用:7,200円、四輪貨物営業用:3,000円、 四輪貨物自家用:4,000円</p> <p>○小型特殊自動車 281</p> <p>4月1日時点の小型特殊自動車の所有者に対して、地方税法等の規定により課税するもの 農耕作業用:1,600円、その他:4,700円</p> <p>○二輪小型自動車 965</p> <p>4月1日時点の二輪小型自動車の所有者に対して、地方税法等の規定により課税するもの 二輪(251cc以上):4,000円</p> <p>○その他 29</p> <p>4月1日時点のその他軽自動車の所有者に対して、地方税法等の規定により課税するもの ミニカー:2,500円</p>
				2滞納繰越分	300	○滞納繰越分 300 前年度より繰越される軽自動車税の滞納分で、当年度に

(款) 1 町 税 (項) 3 軽自動車税 (単位: 千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
						納税が見込まれるもの
計	26,605	25,805	800			

(款) 1 町 税 (項) 4 町たばこ税

1町たばこ税	86,000	88,000	△2,000	1現年課税分	86,000	○現年課税分 たばこの消費に対して、地方税法等の規定により課税するもの 税率: 5; 262円/1,000本 (旧3級品は2,495円/1,000本)	86,000
計	86,000	88,000	△2,000				

(款) 2 地方譲与税 (項) 1 地方揮発油譲与税

1地方揮発油譲与税	20,000	21,000	△1,000	1地方揮発油譲与税	20,000	○地方揮発油譲与税 地方揮発油税 (国税) 総額の42/100を、道路延長1/2・ 道路面積1/2で按分し県を通じて譲与されるもの 交付時期: 6月、11月、3月	20,000
計	20,000	21,000	△1,000				

(款) 2 地方譲与税

(項) 2 自動車重量譲与税

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1自動車重量譲与税	47,000	50,000	△3,000	1自動車重量譲与税	47,000	○自動車重量譲与税 自動車重量税（国税）総額の407/1000を、道路延長1/2・ 道路面積1/2で按分し県を通じて譲与されるもの 交付時期：6月、11月、3月
計	47,000	50,000	△3,000			

(款) 3 利子割交付金

(項) 1 利子割交付金

1利子割交付金	3,500	4,000	△500	1利子割交付金	3,500	○利子割交付金 利子割額（県税）総額の59.4/100を、個人県民税の決算 額の割合に応じて交付されるもの 交付時期：8月、12月、3月
計	3,500	4,000	△500			

(款) 4 配当割交付金

(項) 1 配当割交付金

1配当割交付金	9,500	9,000	500	1配当割交付金	9,500	○配当割交付金 配当割額（県税）総額の59.4/100を、個人県民税の決算 額の割合に応じて交付されるもの 交付時期：8月、12月、3月
計	9,500	9,000	500			

(款) 5 株式等譲渡所得割交付金 (項) 1 株式等譲渡所得割交付金 (単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1株式等譲渡所得割交付金	14,500	2,500	12,000	1株式等譲渡所得割交付金	14,500	○株式等譲渡所得割交付金 14,500 株式等譲渡所得割額（県税）総額の59.4/100を、個人県民税の決算額の割合に応じて交付されるもの 交付時期：3月
計	14,500	2,500	12,000			

(款) 6 地方消費税交付金 (項) 1 地方消費税交付金

1地方消費税交付金	190,000	143,000	47,000	1地方消費税交付金	190,000	○地方消費税交付金 190,000 地方消費税額（県税）総額の1/2を、市町村の人口1/2・事業所従業者数1/2で按分し交付されるもの 交付時期：6月、9月、12月、3月
計	190,000	143,000	47,000			

(款) 7 ゴルフ場利用税交付金 (項) 1 ゴルフ場利用税交付金

1ゴルフ場利用税交付金	93,000	95,000	△2,000	1ゴルフ場利用税交付金	93,000	○ゴルフ場利用税交付金 93,000 ゴルフ場利用税（県税）総額の7/10を、市町村のゴルフ場所在面積に応じて交付されるもの 交付時期：8月、12月、3月
計	93,000	95,000	△2,000			

(款) 8 自動車取得税交付金

(項) 1 自動車取得税交付金

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1自動車取得税交付金	12,500	14,500	△2,000	1自動車取得税交付金	12,500	○自動車取得税交付金 自動車取得税額（県税）総額の7/10を、市町村道の延長1/2・市町村道の面積1/2で按分し交付されるもの 交付時期：8月、12月、3月
計	12,500	14,500	△2,000			

(款) 9 地方特例交付金

(項) 1 地方特例交付金

1地方特例交付金	5,000	6,500	△1,500	1地方特例交付金	5,000	○減収補てん特例交付金 個人住民税における住宅借入金等特別税額控除の減収分を補てんするために交付されるもの 交付時期：4月、9月
計	5,000	6,500	△1,500			

(款) 10 地方交付税

(項) 1 地方交付税

1地方交付税	1,080,000	1,120,000	△40,000	1地方交付税	1,080,000	○普通交付税 地方公共団体がその財政需要に即した必要な財源を確保できるよう国税5税（所得税・法人税・酒税・消費税・たばこ税）の一定率が交付されるもの 〔算出基礎〕 ・基準財政需要額 2,847,508千円 ・基準財政収入額 1,585,773千円
--------	-----------	-----------	---------	--------	-----------	---

(款)10 地方交付税		(項) 1 地方交付税			(単位：千円)	
目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
						・臨時財政対策債 250,000千円 ・予算計上額 1,010,000千円 (調整額等控除後) 交付時期：4月・6月・9月・11月 ○特別交付税 70,000 普通交付税の補完的な機能として、災害等の特殊な財政需要に対して交付税総額の6%が交付されるもの 交付時期：12月、3月
計	1,080,000	1,120,000	△40,000			

(款)11 交通安全対策特別交付金		(項) 1 交通安全対策特別交付金			
1交通安全対策特別交付金	2,600	3,100	△500	1交通安全対策特別交付金 2,600	○交通安全対策特別交付金 2,600 交通安全反則金収入額を、交通事故発生件数や人口集中地区人口を基準に按分し交付されるもの 交付時期：9月、3月
計	2,600	3,100	△500		

(款)12 分担金及び負担金		(項) 1 負 担 金			
1民生費負担金	36,770	36,219	551	1老人福祉費負担金 784	○老人保護被措置者及び扶養義務者負担金 783 老人福祉法及び老人保護措置費費用徴収に関する規則の規定により算出された負担金が、被措置者と扶養義務者から納入されるもの

(款)12 分担金及び負担金

(項)1 負担金

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
						○滞納繰越分老人保護被措置者及び扶養義務者負担金 科目設定 1
				2児童福祉費負担金	35,985	○未熟児養育医療費負担金 208 未熟児養育医療費の給付に要する費用について、本人または扶養義務者から負担金として納入されるもの ○保育所児童措置費保護者負担金 35,776 児童福祉法及び町保育料の徴収に関する規則に基づき、保育児童の保護者から負担金として納入されるもの ○滞納繰越分保育所児童措置費保護者負担金 1 科目設定
				3災害救助費負担金	1	○東日本大震災被災県救助費負担金 1 科目設定
2衛生費負担金	29,255	0	29,255	1保健衛生費負担金	29,255	○埼玉県坂戸・飯能地区病院群輪番制病院事業市町村負担金 29,255 病院群輪番制病院運営にかかる費用に対する構成市町負担金
3教育費負担金	382	400	△18	1教育総務費負担金	382	○独立行政法人日本スポーツ振興センター保護者負担金 382 国、学校の設置者及び保護者の三者が負担している災害共済給付制度を運営する、独立行政法人日本スポーツ振興センター運営経費として保護者から納入されるもの 負担額：①一般児童生徒 (460円/人) ②準要保護児童生徒 (230円/人) ③町立幼稚園児 (200円/人)
△総務費負担金	0	1,786	△1,786			
計	66,407	38,405	28,002			

(款)13 使用料及び手数料

(項) 1 使用料

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1総務使用料	881	881	0	1行政財産使用料	881	○庁舎用地等使用料 A T M・電柱設置等の用地使用料として納入されるもの 881
2民生使用料	20	20	0	1児童福祉使用料	20	○つどいの広場使用料 多世代活動交流センター条例に基づき、町外使用者から施設使用料として納入されるもの 20
3衛生使用料	4	4	0	1地域下水処理施設使用料	4	○滞納繰越分 前年度より繰越される使用料の滞納分で、当年度に納入が見込まれるもの 4
4農林水産業使用料	903	953	△50	1活性化施設使用料	60	○活性化施設使用料 農村公園条例に基づき、施設利用者から使用料として納入されるもの 60
				2ふれあい農園使用料	701	○ふれあい農園使用料 特定農地貸付規定に基づき、農園利用者から使用料として納入されるもの 使用料：1区画につき 6,000円/年額 701
				3特産品販売施設使用料	132	○特産品販売施設使用料 特産品販売施設条例に基づき、施設利用者から使用料として納入されるもの 132
				4農村センター使用料	10	○農村センター使用料 亀井農村センター条例に基づき、施設利用者から使用料として納入されるもの 10
5土木使用料	6,456	6,033	423	1土木使用料	6,456	○道路占用料 道路敷地内に設置を許可した物件（電柱、電話柱、地下埋設管等）について、道路占用料徴収条例に基づき許可事業者から納入されるもの 28社 6,158

(款)13 使用料及び手数料

(項)1 使用料

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
						○準用河川占用料 準用河川敷地内に設置を許可した物件（地下埋設管）について、準用河川占用料徴収条例に基づき許可事業者から納入されるもの 3社 22
						○公共物占用料 公共物（主に水路）の敷地内に設置を許可した物件（電柱、電話柱、ケーブル、橋等）について、公共物管理条例に基づき許可事業者から納入されるもの 11社 80
						○都市公園占用料 都市公園に公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて占用する場合において、その許可を受けた占有物使用料が、都市公園条例に基づき許可を受けた者から納付されるもの 4社 195
						○都市公園使用料 都市公園において、販売、撮影、興行、催し及びその他の行為をしようとする場合において、その許可を受けた行為使用料が、都市公園条例に基づき許可を受けた者から納付されるもの 1
6教育使用料	10,066	12,790	△2,724	1幼稚園使用料	3,908	○普通保育料 鳩山町立鳩山幼稚園保育料徴収条例に基づき、文部科学省が告示する幼稚園教育要領に基づく教育課程の保育を受ける園児の保育料として保護者から納入されるもの 3,708
						○預かり保育料 鳩山町立鳩山幼稚園保育料徴収条例に基づき、文部科学省が告示する幼稚園教育要領に基づく教育課程外の保育 200

(款)13 使用料及び手数料

(項) 1 使用料

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
						で鳩山町立幼稚園預かり保育規則に定める保育を受ける園児の保育料として保護者から納入されるもの
				2公民館使用料	523	○公民館使用料 公民館条例に基づき、施設利用者から使用料として納入されるもの 対象施設：中央公民館、亀井分館、石坂分館
				3文化会館使用料	1,150	○文化会館使用料 1 文化会館条例に基づき、施設利用者から使用料として納入されるもの 2 文化会館条例施行規則に基づき、施設内の附属設備及び備品の利用者から使用料として納入されるもの
				4体育施設使用料	4,305	○社会体育施設使用料 体育施設条例に基づき、町内外の体育施設利用者から、使用料として納入されるもの 対象施設：亀井運動場、梅沢運動場、中央庭球場 小用庭球場、テニスガーデン、町民体育館 多世代活動交流センター運動場及び体育館
				5学校体育施設使用料	150	○学校体育施設使用料 体育施設条例に基づき、小中学校の体育施設利用者から、使用料として納入されるもの 対象施設：町立小中学校体育施設
				6集会所使用料	30	○石坂集会所使用料 石坂集会所条例に基づき、集会所施設の利用者から、使用料として納入されるもの
計	18,330	20,681	△2,351			

(款) 13 使用料及び手数料

(項) 2 手 数 料

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
						手数料徴収条例に基づき、印鑑登録証明書、身分証明書、不在住・不在籍証明書等の発行事務に係る手数料として納入されるもの ○事務手数料（出張所） 450 手数料徴収条例に基づき、印鑑登録証明書、身分証明書、不在住・不在籍証明書等の発行事務に係る手数料として納入されるもの ○住民基本台帳カード交付手数料 15 手数料徴収条例に基づき、住民基本台帳カードの交付に係る手数料として納入されるもの
2衛生手数料	628	628	0	1衛生手数料	628	○犬の登録事務等手数料 628 手数料徴収条例に基づき、犬の登録申請者から納入されるもの 登録手数料：3,000円/頭等
3農林水産業手数料	12	12	0	1農業手数料	12	○農業委員会等証明手数料 12 手数料徴収条例に基づき、農家証明、耕作証明、農用地除外証明などの発行事務に係る手数料として納入されるもの 発行手数料：200円/件
4土木手数料	52	61	△9	1土木手数料	51	○道路関係事務手数料 51 手数料徴収条例に基づき、道路台帳等の閲覧や境界証明書等の発行事務に係る手数料として納入されるもの 手数料収入見込：年間見込件数 300件×200円
				2都市計画手数料	1	○都市計画関係事務手数料 1 手数料徴収条例に基づき、用途証明書等の発行事務に係

(款)13 使用料及び手数料

(項)2 手数料

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
						る手数料として納入されるもの
計	5,815	6,050	△235			

(款)14 国庫支出金

(項)1 国庫負担金

1民生費国庫負担金	233,934	217,775	16,159	1障害者福祉費国庫負担金	80,716	○介護給付費等負担金 障害者総合支援法に基づく、居宅介護、ショートステイ、生活介護、施設入所等の障害福祉サービス費等に対して交付されるもの 負担率：1/2	76,348
						○補装具費負担金 障害者総合支援法に基づく、補装具（義肢、車イス、補聴器等）給付費に対して交付されるもの 負担率：1/2	599
						○障害者自立支援医療費負担金 障害者総合支援法に基づく、更生医療・育成医療（心臓、関節形成手術等）給付費に対して交付されるもの 負担率：1/2	2,832
						○障害児施設措置費（給付費等）負担金 児童福祉法に基づく、児童発達支援等の障害児通所給付費等に対して交付されるもの 負担率：1/2	462
						○相談支援給付費等負担金 障害者総合支援法に基づく、サービス利用支援等の計画	475

(款) 14 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
						相談支援給付費に対して交付されるもの 負担率：1/2
				2国民健康保険事業費国庫負担金	3,596	○国民健康保険保険基盤安定事業負担金 保険料の軽減の対象となった一般被保険者数に応じて、平均保険料の一定割合が支援金として交付されるもの 負担率：1/2 3,596
				3児童福祉費国庫負担金	149,622	○児童手当交付金 0歳から中学校修了前までの児童を監護する者に支給される児童の手当に対して交付されるもの 手当分負担率：受給資格者の区分に応じて定める額 104,485 ○未熟児養育医療給付事業負担金 未熟児養育医療費の給付に要する費用に対して交付されるもの 負担率：1/2 195 ○保育所児童措置費負担金 児童福祉法の規定に基づき、保育所運営に要する経費に対して交付されるもの 負担率：1/2 42,802 ○(仮称)子ども・子育て支援給付費負担金 子ども・子育て支援法の規定に基づく、子ども・子育て支援給付に要する経費に対して交付されるもの 負担率：1/2 2,140
計	233,934	217,775	16,159			

(款)14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1総務費国庫補助金	6,536	8,856	△2,320	1社会保障・税番号制度システム構築整備国庫補助金	6,536	○社会保障・税番号制度システム構築整備国庫補助金 社会保障・税番号制度導入に係る電算システムの改修経費に対して交付されるもの 補助率：10/10 6,536
2民生費国庫補助金	48,939	62,659	△13,720	1社会福祉費国庫補助金	29,548	○セーフティネット支援対策等事業費補助金 8,036 地域において、孤立防止のための地域の実態把握と支援、社会と繋がりを持ち地域への参加を促進するための居場所づくり、日常生活を円滑に営むための見守りや、ちょっとした困り事等の基本的な生活支援などの実施に要する経費に対して交付されるもの 補助率：10/10 ○臨時福祉給付金給付事業費補助金 14,700 低所得者に対し、消費税率引上げによる影響を緩和するため、簡素な給付措置を引き続き実施する費用に対して交付されるもの 補助率：10/10 ○臨時福祉給付金給付事務費補助金 6,812 低所得者に対し、消費税率引上げによる影響を緩和するため、簡素な給付措置を引き続き実施する事務の経費に対して交付されるもの 補助率：10/10
				2障害者福祉費国庫補助金	3,375	○地域生活支援事業費補助金 3,205 障害者総合支援法に基づき、地域生活支援事業（日常生活用具給付事業、意思疎通支援事業、移動支援事業等）に対して交付されるもの

(款) 14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
						補助率：1/2以内 ○地域生活支援事業費補助金（障害支援区分認定等事務） 障害者総合支援法に基づき、障害支援区分判定審査事務に要する費用に対して交付されるもの 補助率：1/2 170
				3児童福祉費国庫補助金	16,016	○子育て世帯臨時特例給付金給付事業費補助金 消費税率引き上げの影響を踏まえ、子育て世帯に対して、臨時的な措置として実施する給付措置の費用に対して交付されるもの 補助率：10/10 3,690 ○子育て世帯臨時特例給付金給付事務費補助金 消費税率引き上げの影響を踏まえ、子育て世帯に対して、臨時的な措置として実施する給付措置の事務の経費に対して交付されるもの 補助率：10/10 3,053 ○保育緊急確保事業費補助金 子ども・子育て支援法に規定する教育・保育給付及び地域子ども・子育て支援事業の実施への円滑な移行を図ることを目的とし、市町村が実施する保育緊急確保事業の実施に要する経費に対して交付されるもの 補助率：1/2、3/4、1/3 9,273
3衛生費国庫補助金	1,141	930	211	1保健衛生費国庫補助金	1,141	○がん検診推進事業補助金 国の要綱に定められた一定の年齢の者に対し、無料で検診を受診できるクーポン券・検診手帳を配布し、受診促進を図るとともに、がんの早期発見と正しい健康意識の

(款)14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
						普及啓発、健康保持及び増進を図ることを目的とした「がん検診推進事業」を実施するための費用に対して交付されるもの 補助率：1/2 ○働く世代の女性支援のためのがん検診推進事業補助金 865 国の要綱に定められた一定の年齢の者に対し、無料で検診を受診できるクーポン券・検診手帳を配布し、受診促進を図るとともに、がんの早期発見と正しい健康意識の普及啓発、健康保持及び増進を図ることを目的とした「がん検診推進事業」を実施するための費用に対して交付されるもの 補助率：1/2
4土木費国庫補助金	88,354	34,650	53,704	1道路改良費等国庫補助金	34,375	○防災安全交付金 34,375 老朽化した社会資本等の総点検などにより、地方公共団体が必要に応じて実施する通学路対策等の、国民の命と暮らしを守る経費に対して交付されるもの 補助率：55%
				2都市再生費国庫補助金	50,000	○社会資本整備総合交付金 50,000 鳩山ニュータウン地区都市再生整備計画に基づく事業に対して交付されるもの 補助率：50%
				3都市計画費国庫補助金	3,979	○立地適正化計画推進事業費補助金 3,979 集約都市形成支援事業のうち立地適正化計画推進事業を円滑かつ効果的に実施するため、その計画策定に要する経費に対して交付されるもの

(款)14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
5教育費国庫補助金	2,959	30,506	△27,547	1公立小中学校費国庫補助金	182	補助率：1/2 ○要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金 182 特別支援学級へ就学する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するために必要な経費に対して交付されるもの 補助率：1/2
				2幼稚園就園奨励費国庫補助金	877	○幼稚園就園奨励費補助金 877 幼稚園児の保護者に対し、保育料等の減免や免除、幼稚園教育振興のために交付されるもの 補助率：1/3
				3文化財保護費国庫補助金	1,900	○埋蔵文化財調査事業（発掘調査・保存活用）補助金 1,900 埋蔵文化財調査等に必要経費に対し交付されるもの 補助率：1/2
計	147,929	137,601	10,328			

(款)14 国庫支出金

(項) 3 国庫委託金

1総務費国庫委託金	170	160	10	1総務管理費国庫委託金	9	○自衛官募集事務委託金 9 自衛官募集事務に係る経費に対し、交付金総額を各市町村の入隊者数の実績等により按分し交付されるもの
				2中長期在留者住居地届出事務委託金	161	○中長期在留者住居地届出事務委託金 161 中長期在留者住居地届出等事務経費に対して交付されるもの

(款)14 国庫支出金

(項) 3 国庫委託金

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
2民生費国庫委託金	3,559	3,518	41	1社会福祉費国庫委託金	3,544	○基礎年金等事務費委託金 国民年金法に基づき、国から市町村に対して交付されるもの 3,241
						○協力・連携経費委託金 市町村が実施する年金事務に対して、国から市町村に対して交付されるもの 302
				2児童福祉費国庫委託金	15	○特別障害給付金事務費交付金 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律に基づき、国から市町村に対して交付されるもの 1
						○特別児童扶養手当事務費委託金 特別児童扶養手当事務に要する経費に対して交付されるもの 交付額：受給権者数×単価 15
3農林水産業費国庫委託金	690	629	61	1農業費国庫委託金	690	○排水樋管操作委託金 越辺川の出水時における排水樋管操作に要する経費に対して交付されるもの 交付率：10/10 690
計	4,419	4,307	112			

(款)15 県支出金

(項) 1 県負担金

1総務費県負担金	775	783	△8	1公的個人認証サービス事務交付金	1	○公的個人認証サービス事務交付金 電子証明書の発行手数料に対して交付されるもの 1
----------	-----	-----	----	------------------	---	--

(款)15 県支出金

(項) 1 県負担金

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明	
				区 分	金 額		
				2旅券事務交付金	774	○旅券事務交付金 県から事務移譲された旅券交付事務について、その事務執行経費に対して交付されるもの	774
2民生費県負担金	123,358	112,769	10,589	1障害者福祉費県負担金	40,357	○介護給付費等負担金 障害者総合支援法に基づく、居宅介護、ショートステイ、生活介護、施設入所等の障害福祉サービス費等に対して交付されるもの 負担率：1/4	38,174
						○補装具費負担金 障害者総合支援法に基づき、補装具（義肢、車イス、補聴器等）給付費に対して交付されるもの 負担率：1/4	299
						○障害者自立支援医療費負担金 障害者総合支援法に基づき、更生医療・育成医療（心臓、関節形成手術等）給付費に対して交付されるもの 負担率：1/4	1,416
						○障害児施設措置費（給付費等）負担金 児童福祉法に基づく、児童発達支援等の障害児通所給付費等に対して交付されるもの 負担率：1/4	231
						○相談支援給付費等負担金 障害者総合支援法に基づく、サービス利用支援等の計画相談支援給付費に対して交付されるもの 負担率：1/4	237

(款) 15 県支出金

(項) 1 県負担金

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
				2国民健康保険事業費県負担金	17,222	○国民健康保険保険基盤安定事業負担金 保険料の軽減の対象となった一般被保険者数に応じて、平均保険料の一定割合が交付されるもの 負担率：軽減分3/4、保険者支援分1/4 17,222
				3児童福祉費県負担金	46,575	○児童手当負担金 0歳から中学校修了前までの児童を監護する者に支給される児童の手当に対して交付されるもの 手当分負担率：受給資格者の区分に応じて定める額 24,007 ○未熟児養育医療給付事業負担金 未熟児養育医療費の給付に要する費用について、交付されるもの 負担率：1/4 97 ○保育所児童措置費負担金 児童福祉法の規定に基づき、保育所運営に要する経費に対して交付されるもの 負担率：2.5/10 21,401 ○（仮称）子ども・子育て支援給付費負担金 子ども・子育て支援法の規定に基づく、子ども・子育て支援給付に要する経費に対して交付されるもの 負担率：1/4 1,070
				4後期高齢者医療保険事業費県負担金	19,204	○後期高齢者医療保険基盤安定事業負担金 高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づき、保険基盤安定制度として、低所得者等の保険料軽減分を公費で補填する費用に対して交付されるもの 負担率：3/4 19,204

(款) 15 県支出金

(項) 1 県負担金

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
3衛生費県負担金	1,603	0	1,603	1保健衛生費県負担金	1,603	○予防接種事故対策費負担金 予防接種事故対策に要する経費に対して交付されるもの 負担率：3/4 交付時期：3月 1,603
4地方分権推進交付金	1,800	1,740	60	1地方分権推進交付金	1,800	○地方分権推進交付金 県から事務移譲された事務について、その事務執行経費 に対して交付されるもの 1,800
計	127,536	115,292	12,244			

(款) 15 県支出金

(項) 2 県補助金

1民生費県補助金	73,625	76,975	△3,350	1社会福祉費県補助金	2,267	○民生委員及び児童委員活動費補助金 民生委員及び児童委員の活動を促進するために交付されるもの 補助率：定額補助 2,267
				2障害者福祉費県補助金	27,665	○在宅重度心身障害者手当支給費補助金 在宅の重度障害者（身体障害者手帳1・2級、療育手帳 Ⓐ・A、精神障害者保健福祉手帳1級の住民税非課税者 対象）に支給する手当に対して交付されるもの 補助率：1/2 4,110
						○重度心身障害者医療費補助金 重度心身障害者医療費に対して交付されるもの 補助率：1/2 20,332
						○重度障害者居宅改善整備費補助金 120

(款)15 県支出金

(項) 2 県補助金

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
						身体に重度の障害のある方が日常生活を容易にするため住宅を改造する場合に要する費用に対して交付されるもの 補助率：1/2（限度額 1件 12万円） ○障害児（者）生活サポート事業費補助金 1,000 在宅の障害者にホームヘルプ、一時預かり等のサービスを提供し介護者負担の軽減を図る事業に対して交付されるもの 補助率：1/2（補助限度額100万円） ○生活ホーム事業費補助金 463 障害者が地域で居宅する生活ホームの運営費に対して交付されるもの 補助率：1/2 ○地域生活支援事業費補助金 1,598 障害者総合支援法に基づき、地域生活支援事業（日常生活用具給付事業、意思疎通支援事業、移動支援事業等）に対して交付されるもの 補助率：1/4以内 ○難聴児補聴器購入助成事業費補助金 42 身体障害者手帳の交付の対象とならない難聴児に、言語習得の促進、コミュニケーションの確保を目的として、補聴器の購入に要する費用の一部を助成する事業に対して交付されるもの 補助率：1/2

(款) 15 県支出金

(項) 2 県補助金

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
				3老人福祉費県補助金	305	<p>○介護保険事業費補助金 1</p> <p>社会福祉法人等が行う訪問介護や通所介護等サービスについて、生計困難等一定条件該当者が利用した場合の減免分に対して交付されるもの 補助率：3/4</p> <p>○在宅福祉事業費補助金 304</p> <p>町から単位老人クラブ及び老人クラブ連合会に交付する補助金に対して交付されるもの 補助率：2/3</p>
				4児童福祉費県補助金	43,388	<p>○埼玉県地域子育て支援拠点事業費補助金 3,842</p> <p>地域子育て支援拠点事業の実施に必要な経費に対して交付されるもの 補助率：1/3</p> <p>○安心・元気！保育サービス支援事業費補助金 2,931</p> <p>保育サービス加配事業（低年齢児、障害児・アレルギー児の受け入れ、一歳児保育等）に要する経費に対して交付されるもの 補助率：1/2</p> <p>○埼玉県保育対策等促進事業費補助金 11,498</p> <p>保育対策事業（特定保育事業や病後児保育事業等）に要する経費に対して交付されるもの 補助率：2/3</p> <p>○乳幼児医療費補助金 3,018</p> <p>乳幼児の入・通院に係る医療費に対して交付されるもの 補助率：1/2</p>

(款)15 県支出金

(項)2 県補助金

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
						○ひとり親家庭等医療費補助金 1,301 ひとり親家庭等に係る医療費に対して交付されるもの 補助率：1/2 ○放課後児童健全育成事業費補助金 18,678 保護者が昼間いない児童の健全な育成を図るために要する経費に対して交付されるもの 補助率：2/3（国庫・県費対象）、1/3（県費対象） ○埼玉県一時預かり事業費補助金 1,473 家庭で保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間、保育所等において一時的に預かり、必要な保護を行う事業の実施に必要な経費に対して交付されるもの 補助率：1/3 ○埼玉県保育士等処遇改善臨時特例事業費補助金 647 保育士の処遇改善に取り組む保育所へ資金の交付を行う事業の実施に必要な経費に対して交付されるもの 補助率：1/8
2衛生費県補助金	781	1,564	△783	1保健衛生費県補助金	781	○市町村計画献血者確保促進事業費補助金 28 献血者の確保及び輸血用血液の円滑な供給体制の確立を図るため献血推進事業に要する経費の一部に対して交付されるもの 補助額：人口2万人未満一律28,000円 ○健康増進事業費補助金 610 健康増進事業（歯周疾患検診、骨粗鬆症検診費等）の経費の一部に対して交付されるもの

(款) 15 県支出金

(項) 2 県補助金

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
						補助率：2/3 ○乳児家庭全戸訪問事業等補助金 73 町が実施する乳児家庭全戸訪問事業に対して交付されるもの 補助率：1/3 ○骨髄移植ドナー助成費補助金 70 公益財団法人日本骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業において骨髄又は末梢血幹細胞を提供した者に対する休業補償として助成した費用に対して交付されるもの 補助率：1/2
3農林水産業費県補助金	8,536	14,879	△6,343	1農業費県補助金	8,536	○埼玉県経営所得安定対策推進事業費補助金 1,000 直接支払推進事業の運営に必要な経費の一部に対して交付されるもの 補助率：定額補助 ○エコ農業直接支援事業費補助金 347 環境保全型農業直接支援事業の制度運営に必要な経費の一部に対して交付されるもの ○農業委員会交付金 1,087 農業委員会委員の手当や職員設置費に要する経費の一部に対して交付されるもの 補助率：定額補助 ○新規就農総合支援事業（青年就農給付金）費補助金 1,500 新規就農者確保事業における市町村が支給する青年就農給付金（経営開始型）の経費に対して交付されるもの 補助率：定額補助（10/10）

(款)15 県支出金

(項) 2 県補助金

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
						○米の需給調整支援事業費補助金 120 米穀の需給調整実施要領に掲げる水稻生産実施計画書の作成に要する経費に対して交付されるもの 補助率：定額補助
						○中山間地域等直接支払交付金 102 生産条件が不利な農用地の整備・管理に係る経費の一部に対して交付されるもの 対象者：竹本地区集落協定参加者 補助率：2/3
						○埼玉県多面的機能支援事業補助金 4,380 農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、地域共同で地域資源の適切な保全管理活動を実施する組織に対して交付されるもの 補助率：3/4
4商工費県補助金	653	280	373	1商工費県補助金	653	○消費者行政活性化事業費補助金 653 消費者相談の窓口体制の強化を図る整備事業を行う市町村に対して交付されるもの 補助率：10/10
5土木費県補助金	125	250	△125	1都市計画費県補助金	125	○住宅・建築物安全ストック形成事業費補助金 125 住宅・建築物の最低限の安全の確保を図るため、住宅・建築物の耐震性の向上に資する事業等について交付されるもの 補助率：1/2
6教育費県補助金	1,613	2,054	△441	1市町村総合助成事業費県補助金	1,138	○いじめ・不登校対策充実事業費補助金 1,138 いじめや不登校など問題行動の未然防止と解消を図るた

(款)15 県支出金

(項)2 県補助金

(単位:千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
						め、中学校に相談員を配置するための経費に対して交付されるもの 補助率:2/3
				2文化財保護費県補助金	475	○埋蔵文化財調査事業(発掘調査)補助金 埋蔵文化財調査に必要な経費に対して交付されるもの 補助率:1/4以内
計	85,333	96,002	△10,669			

(款)15 県支出金

(項)3 県委託金

1総務費県委託金	40,159	26,862	13,297	1徴税費県委託金	22,787	○県民税徴収事務取扱費委託金 個人県民税に係る徴収金を賦課徴収した市町村に対して交付されるもの	22,787
				2戸籍住民基本台帳費県委託金	16	○人口動態調査費委託金 出生、死亡、婚姻、離婚等の動態を、国へ調査及び報告する事務に対して交付されるもの	16
				3選挙費県委託金	11,252	○県知事選挙委託金 埼玉県知事選挙に係る市町村選挙管理委員会が行う執行経費に対して交付されるもの	6,624
						○県議会議員選挙委託金 埼玉県議会議員選挙に係る市町村選挙管理委員会が行う執行経費に対して交付されるもの	4,628
4統計調査費県委託金	6,074	○埼玉県住民異動月報調査事務交付金 住民の異動の状況及び人口、世帯の実態を把握し、各種	5				

(款)15 県支出金

(項) 3 県委託金

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
						行政施策その他基礎資料とするために行う調査に係る経費に対して交付されるもの 交付率：10/10
						○埼玉県町（丁）字別人口調査事務交付金 36 町（丁）字別の年齢及び男女別人口に関する地区別統計情報を整備し、各種施策の基礎資料とするために行う調査に係る経費に対して交付されるもの 交付率：10/10
						○学校基本調査事務委託金 9 学校（市町村立の幼稚園・私立幼稚園、小学校、中学校等）に関する基本事項を調査し、学校教育行政上の基礎資料を得るために行う調査に係る経費に対して交付されるもの 交付率：10/10
						○商業統計調査事務委託金 2 商業集積地区（商店街）の実態の把握を目的とし、その立地環境等の確認作業に係る経費に対して交付されるもの 交付率：10/10
						○国勢調査事務委託金 5,963 統計法に基づいて実施する全数調査で、全国の人口等の実態を把握し、各種行政施策その他基礎資料を得ることを目的とする調査に係る経費に対して交付されるもの 交付率：10/10
						○世界農林業センサス事務委託金 40

(款)15 県支出金

(項) 3 県委託金

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
						農業の実態を明らかにするために行う調査に係る経費に対して交付されるもの 交付率：10/10 ○経済センサス調査事務委託金 19 事業所・企業の活動状態を調査し、各種統計調査実施のための母集団名簿を得るために行われる調査に係る経費に対して交付されるもの 交付率：10/10
				5人権政策費県委託金	30	○人権啓発活動再委託金 30 人権尊重思想の普及高揚を図る等の人権啓発活動に係る経費に対して交付されるもの 交付率：10/10
2民生費県委託金	4	4	0	1障害者福祉費県委託金	4	○療育手帳再交付事務委託金 4 埼玉県療育手帳の再交付事務に係る経費に対して交付されるもの
3衛生費県委託金	80	80	0	1環境衛生費県委託金	80	○彩の国環境保全交付金 80 前年度の公害等苦情処理件数に応じて、彩の国環境保全交付金交付要綱の規定に基づき交付されるもの
4農林水産業費県委託金	219	165	54	1農業費県委託金	219	○アライグマ個体分析調査業務委託金 219 埼玉県アライグマ防除実施計画に基づき、実施する有害外来生物の捕獲に要する経費に対して交付されるもの 交付率：定額交付 1頭につき 4,100円
5土木費県委託金	27	36	△9	1都市計画費県委託金	27	○建築確認事務委託金 8 建築基準法に基づく申請書等の受付、送付及びその他事項の調査に関する事務について、その委託料の支払いを

(款)15 県支出金

(項) 3 県委託金

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
						受けるもの 基準額：均等割 6,800円＋件数割 (360円/件) ○開発許可等申請事務委託金 19 都市計画法に基づく許可申請等に係る調査事務等について、その委託料の支払いを受けるもの 基準額：均等割 5,000円 件数割 (300円×件数＋200円×件数) の合計
6教育費県委託金	10	10	0	1中学校費県委託金	10	○ふれあい講演会委託金 10 講演会等の行事を通して、生徒及び保護者の意識を啓発し、中学校進路指導の充実を図るための経費として交付されるもの
計	40,499	27,157	13,342			

(款)16 財産収入

(項) 1 財産運用収入

1財産貸付収入	24,153	21,232	2,921	1土地建物貸付収入	24,135	○土地貸付料 20,696 ・ゴルフ場経営事業者土地貸付面積 (株)越生ゴルフ倶楽部：2,870.00㎡ 日本産業(株)：10,560.00㎡ (株)鳩山カントリークラブ：44,588.00㎡ 武蔵OGMゴルフクラブ：36,760.00㎡ 鳩山スポーツランド(株)：16,830.00㎡ ・大橋バス回転場土地貸付面積 川越観光自動車(株)：1,062.00㎡
---------	--------	--------	-------	-----------	--------	---

(款) 16 財産収入

(項) 1 財産運用収入

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
						<ul style="list-style-type: none"> ・旧ふれあいセンター跡地貸付面積 (株)ファミリーマート：1,366.59㎡ ・携帯電話アンテナ用地貸付面積 (株)NTTドコモ：204.09㎡ KDDI(株)：332.99㎡ ソフトバンクモバイル(株)：4.8㎡ ・鳩山団地内用地貸付面積 擁壁設置用地：41.30㎡ ・(旧)鳩山幼稚園敷地内電柱設置用地貸付 東日本電信電話(株)埼玉支店 東京電力(株)川越営業所 ・大豆戸駐車場 駐車可能台数：6台分 ・太陽光パネル設置用地貸付 (株)東京エネシス ・多世代活動交流センター駐車場貸付 シルバー人材センター ・区画整理地内貸付地 ○建物貸付料 3,439 ・多世代活動交流センター貸付料(シルバー人材センター) 201.72㎡×500円×12か月 ・ガラス工芸体験工房貸付料 8,400円×2曜日×12か月 ・ガラス工芸体験工房備品等貸付料 4,500円×2曜日×12か月

(款)16 財産収入

(項) 1 財産運用収入

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
						<ul style="list-style-type: none"> ・ チャレンジスペース貸付料 (5室分) (13,000円+6,500円+12,000円+13,000円+13,000円)×12か月 ※ 2曜日とは火・土曜日のこと ・ 鳩山支援センター「はばたき」貸付料 19,500円×12ヶ月 ・ 健康づくりトレーニング室貸付料 ・ 新規就農者用住宅賃貸借料 20,000円×12ヶ月
				2地上権設定収入	18	○地上権設定収入 ガス管理設用地上権設定契約に基づく収入 18
2利子及び配当金	189	465	△276	1利子及び配当金	189	<ul style="list-style-type: none"> ○財政調整基金利子 82 財政調整基金の預金利子としての収入 ○減債基金利子 1 減債基金の預金利子としての収入 ○ふるさとづくり基金利子 55 ふるさとづくり基金の預金利子としての収入 ○土地開発基金利子 5 土地開発基金の預金利子としての収入 ○地域福祉基金利子 15 地域福祉基金の預金利子としての収入 ○庁舎等改修基金利子 9 庁舎等改修基金の預金利子としての収入 ○まちづくり応援基金利子 2 まちづくり応援基金の預金利子としての収入 ○北部地域活性化基金利子 20

(款) 16 財産収入 (項) 1 財産運用収入 (単位: 千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
						北部地域活性化基金の利子としての収入
計	24,342	21,697	2,645			

(款) 16 財産収入 (項) 2 財産売払収入

1財産売払収入	3	3	0	1不動産売払収入	1	○町有地売払収入 科目設定	1
				2証券売払収入	1	○証券売払収入 科目設定	1
				3物品売払収入	1	○物品売払収入 科目設定	1
計	3	3	0				

(款) 17 寄 附 金 (項) 1 寄 附 金

1一般寄附金	1	1	0	1一般寄附金	1	○一般寄附金 科目設定	1
2まちづくり応援 寄附金	200	200	0	1まちづくり応援 寄附金	200	○まちづくり応援寄附金 個性豊かで活力に満ちたまちづくり事業の発展のために 受け入れるもの	200
計	201	201	0				

(款)18 繰入金

(項)1 特別会計繰入金

(単位:千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1国民健康保険特別会計繰入金	1	1	0	1国民健康保険特別会計繰入金	1	○国民健康保険特別会計繰入金 科目設定
2介護保険特別会計繰入金	3	3	0	1介護保険特別会計繰入金	3	○介護保険特別会計繰入金 介護給付費分科目設定 地域支援事業費分科目設定 事務費等分科目設定
3後期高齢者医療特別会計繰入金	1	1	0	1後期高齢者医療特別会計繰入金	1	○後期高齢者医療特別会計繰入金 科目設定
計	5	5	0			

(款)18 繰入金

(項)2 基金繰入金

1財政調整基金繰入金	13,032	91,047	△78,015	1財政調整基金繰入金	13,032	○財政調整基金繰入金 各年度間の財源調整のため、本年度不足する一般財源額を繰り入れるもの	13,032
2ふるさとづくり基金繰入金	1	1	0	1ふるさとづくり基金繰入金	1	○ふるさとづくり基金繰入金 科目設定	1
3地域福祉基金繰入金	1	40,527	△40,526	1地域福祉基金繰入金	1	○地域福祉基金繰入金 科目設定	1
4庁舎等改修基金繰入金	1	1	0	1庁舎等改修基金繰入金	1	○庁舎等改修基金繰入金 科目設定	1
△地域の元気臨時交付金基金繰入金	0	340,000	△340,000				

(款)18 繰入金		(項)2 基金繰入金			(単位:千円)	
目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
計	13,035	471,576	△458,541			

(款)19 繰越金		(項)1 繰越金					
1繰越金	65,000	65,000	0	1前年度繰越金	65,000	○前年度繰越金 前年度決算における剰余金を受け入れるもの	65,000
計	65,000	65,000	0				

(款)20 諸収入		(項)1 延滞金加算金及び過料					
1延滞金	2,000	1,500	500	1延滞金	2,000	○町税延滞金 町税納付期限からの延滞に伴い納付されるもの	2,000
2加算金	1	1	0	1加算金	1	○加算金 科目設定	1
3過料	1	1	0	1過料	1	○過料 科目設定	1
計	2,002	1,502	500				

(款)20 諸 収 入

(項) 2 町預金利子

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1町預金利子	1	1	0	1町預金利子	1	○預金利子 科目設定 1
計	1	1	0			

(款)20 諸 収 入

(項) 3 貸付金元利収入

1商工費貸付金元 利収入	3,000	3,000	0	1商工費貸付金元 利収入	3,000	○小口企業保証制度保証預託金 町内の小規模企業者に対し、企業経営の安定、発展に必要 な事業資金を融資依頼するために、埼玉県信用保証協 会と債務保証契約を結んだ金融機関に預託した資金を回 収するもの 預託金：1金融機関 100万円 3,000
計	3,000	3,000	0			

(款)20 諸 収 入

(項) 4 受託事業収入

1受託事業収入	128	128	0	1受託事業収入	128	○農業者年金業務委託手数料 農業者年金基金との委託契約に基づき、受託される年金 事務に係る経費に対して交付されるもの 補助率：定額補助 128
計	128	128	0			

(款)20 諸 収 入

(項) 5 雑 入

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1雑 入	54,002	55,663	△1,661	1県収入証紙売捌き収入	1,500	○県収入証紙売捌き収入 県収入証紙の売り捌きに係る収入 1,500
				2県収入証紙売捌き手数料	47	○県収入証紙売捌き手数料 県収入証紙の売り捌きに係る手数料収入 47
				3雑 入	52,455	○生命保険等取扱手数料 930 団体生命保険及び損害保険として加入している保険料の 払込手数料に係る手数料収入 ○全国町村等職員弔慰金還付金 91 全国町村会が実施している団体生命共済事業の事業精算 剰余金の還付（配当）に係る収入 ○健康管理証明書料 2 職員が生命保険の医師取扱い契約に加入するときに、職 場で実施している定期健康診断の結果を生命保険会社に 提供（証明）するための手数料として納入されるもの ○雇用保険被保険者掛金 372 雇用保険の被保険者である臨時職員から自己負担分とし て納入されるもの ○職員駐車場使用料 475 職員駐車場使用料として職員から納入されるもの ○東日本大震災に伴う仮住居入居者水道等使用負担金 540 仮住居入居者から水道使用量に応じて納入されるもの ○線下補償料 611 ・線下補償対象用地 J R 東日本(大橋バスターミナル)：401.12㎡ 東京電力(株)(石坂地内)：252.39㎡

(款)20 諸 収 入

(項) 5 雑 入

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
						○熊谷気象台震度測定施設電気料金 震度測定施設設置者より納入されるもの 15
						○役場庁舎自動販売機電気料金 自動販売機設置業者より納入されるもの 130
						○広告掲載スペース料 町の自主財源確保等のため行っている広報紙及び町ホームページへの有料広告掲載で、申込者から納付されるもの 450
						○財団法人埼玉県市町村振興協会市町村交付金 市町村振興宝くじ（オータムジャンボ宝くじ及びサマージャンボ宝くじ）の収益金を原資に市町村の振興のために交付されるもの 16,900
						○多世代活動交流センター自動販売機電気料金 自動販売機設置業者より納入されるもの 62
						○利用料収入（町分）町営ニュータウン駐車場 町営ニュータウン駐車場の利用料として指定管理者より納入されるもの 752
						○庁舎等コピーサービス料 役場庁舎のコピーサービス利用者より納入されるもの 10
						○次世代自動車急速充電器権利金 次世代自動車急速充電器の独占的利用権を与えることにより、その対価として運用に係る実費相当分の権利金を受けるもの 450
						○がん検診手数料 各種がん集団検診受診者より自己負担分として納入され 2,131

(款)20 諸 収 入

(項) 5 雑 入

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明	
				区 分	金 額		
						るもの(70歳以上は自己負担なし)	
						○住民健診手数料 30歳代健診、C型及びB型肝炎集団検診受診者より自己負担分として納入されるもの	162
						○看護学生実習施設使用謝金 埼玉県立大学より看護学科学学生実習にかかる謝金として納入されるもの。	16
						○後期高齢者医療広域連合健康診査委託金 高齢者の医療の確保に関する法律の規定により行う後期高齢者健康診査委託料として、埼玉県後期高齢者広域連合より納入されるもの	2,747
						○AAA高年者トレーニング教室参加者負担金 AAAトレーニング教室参加者負担金として納入されるもの	215
						○健康料理教室参加者負担金 各種健康教室で実施する調理実習参加者より自己負担分として納入されるもの	12
						○介護予防サービス計画書作成料 地域包括支援センターにおける要支援認定者の介護予防サービス計画書作成に対するサービス報酬として納入されるもの	4,065
						○総合福祉センター派遣職員人件費返還金 前年度における総合福祉センター管理代行料の清算分として、指定管理者から納入されるもの	7,089
						○特別調整交付金(長寿・健康増進事業)	866

(款)20 諸 収 入

(項) 5 雑 入

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
						都道府県後期高齢者医療広域連合が策定した長寿・健康増進事業を実施した場合、広域連合より交付されるもの
						○交通災害共済加入推進交付金 30
						埼玉県市町村総合事務組合より、加入者の拡充を図るための推進費として交付されるもの
						○旧地域下水処理場太陽光発電電力売却分 7,697
						○活性化施設自動販売機電気料金 72
						自動販売機設置業者より納入されるもの
						○農村公園主催事業参加者負担金 327
						各種事業に要する材料費等の実費負担分して参加者から納入されるもの
						開催見込回数：16回
						○特産品販売施設電気料負担分 1,584
						施設使用団体から電気料金の一部として納入されるもの
						納入額：電気料金－(基本料金の1/2+自動販売機分)
						○特産品販売施設水道料負担分 348
						施設使用団体から水道料金負担分として納入されるもの
						○特産品販売施設自動販売機電気料金 72
						自動販売機設置業者より納入されるもの
						○特産品販売施設売上清算金 1
						科目設定
						○緑の募金(家庭募金)緑化事業等交付金 111
						緑の募金運動実施要領に基づく家庭募金を実施した市町村に対し緑化推進委員会から交付されるもの
						交付率：町で集めた募金総額の1/2

(款)20 諸 収 入

(項) 5 雑 入

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明	
				区 分	金 額		
						○特産品販売施設電話料金 施設使用団体から電話料金（電話使用料金の50%相当分） について納入されるもの	36
						○緑の募金（環境美化）緑化事業等交付金 緑の募金緑化事業交付金交付要綱に基づき、市町村が緑 化のために行う経費に対して、緑化推進委員会から交付 されるもの 交付率：定額	200
						○都市計画図等頒布代 都市計画図、基本図等の頒布代として納入されるもの	42
						○道路境界標柱代金 道路境界石の亡失に伴い請求された境界石販売代金	38
						○比企地域産米消費拡大活動助成金 米の消費拡大を進めることで、地域農業の振興を図るた ため、比企地域産米のPR活動に対して交付されるもの 助成額：13,000円以内	13
						○亀井小学校通学専用バス利用者協力金 亀井小学校通学専用バス運行経費の一部負担分として利 用児童の世帯から納入されるもの	506
						○亀井小学校太陽光発電電力余剰売却分	223
						○今宿小学校太陽光発電電力余剰売却分	105
						○鳩山小学校太陽光発電電力余剰売却分	117
						○鳩山中学校太陽光発電電力余剰売却分	55
						○町民体育館自動販売機電気料金 自動販売機設置業者より納入されるもの	126

(款)20 諸 収 入

(項) 5 雑 入

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明	
				区 分	金 額		
						○中央公民館自動販売機等電気料金 自動販売機設置業者より納入されるもの	40
						○公民館コピーサービス料 中央公民館のコピーサービス利用者より納入されるもの	16
						○はとやま祭使用電気料金 はとやま祭開催時に使用する電気料金で主催者より納入されるもの	1
						○図書館利用カード再発行料 図書館利用カード再発行時に利用者より納入されるもの	14
						○図書館コピーサービス料 図書館のコピーサービス利用者より納入されるもの	17
						○図書館資料等破損賠償金 図書館の資料等を破損・紛失した場合に、利用者より納入されるもの	15
						○図書館内公衆電話使用料金 図書館内設置の公衆電話利用者より納入されるもの	1
						○図書販売収入 町史編さん関係図書等の販売により、購入者より納入されるもの	100
						○埋蔵文化財調査協力金 民間開発に伴う埋蔵文化財記録保存のための調査に係る経費に対して原因者が負担するもの	1,000
						○次期更新施設候補地内埋蔵文化財確認調査原因者負担分 公共事業工事予定地内埋蔵文化財確認調査（単独事業）費用の組合負担分として納入されるもの	455

(款)20 諸 収 入		(項) 5 雑 入			(単位：千円)	
目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
						納入額：町費支出額の10/10
計	54,002	55,663	△1,661			

(款)21 町 債		(項) 1 町 債					
1 土 木 債	82,000	71,700	10,300	1 北部地域活性化事業債	13,400	○防災安全交付金事業債 老朽化した社会資本等の総点検などにより、地方公共団体が緊急に実施する通学路対策等の事業に対する起債 起債充当率：90%	6,000
						○防災安全交付金事業債 防災安全交付金事業（町道第1号線道整備）の町単独事業に対する起債 起債充当率：75%	3,700
						○町道第56号線外整備事業債 町道第56号線外道路改良事業に対する起債 起債充当率：75%	3,700
				2 道路改良等事業債	2,200	○町道第1248号線道路改良事業債 町道第1248号線道路改良事業に対する起債 起債充当率：75%	2,200
				3 道路維持補修事業債	8,100	○防災安全交付金事業債 老朽化した社会資本等の総点検などにより、地方公共団体が緊急に実施する通学路対策等の事業に対する起債 起債充当率：90%	8,100

(款)21 町 債

(項)1 町 債

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明	
				区 分	金 額		
				4橋りょう維持等 事業債	7,000	○防災安全交付金事業債 老朽化した社会資本等の総点検などにより、地方公共団 体が緊急に実施する通学路対策等の事業に対する起債 起債充当率：90%	7,000
				5都市再生事業債	45,000	○社会資本整備総合交付金事業債 鳩山ニュータウン地区都市再生整備計画に基づく事業に 対する起債 起債充当率：90%	45,000
				6埼玉県ふるさと 創造貸付金	6,300	○町道第56号線外整備事業債 町道第56号線外道路改良事業に対する起債 起債充当率：100%	1,300
						○社会資本整備総合交付金事業債 鳩山ニュータウン地区都市再生整備計画に基づく事業に 対する起債 起債充当率：100%	5,000
2教育債	18,400	25,500	△7,100	1一般単独事業債	13,800	○給食センター改築事業債 学校給食センター改築事業に対する起債 起債充当率：75%	13,800
				2埼玉県ふるさと 創造貸付金	4,600	○給食センター改築事業債 学校給食センター改築事業に対する起債 起債充当率：100%	4,600
3臨時財政対策債	250,000	295,000	△45,000	1臨時財政対策債	250,000	○臨時財政対策債 平成13年度の地方財政対策により、普通交付税の代替措 置として設けられた特例地方債	250,000

(款)21 町 債		(項) 1 町 債			(単位: 千円)	
目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
△衛 生 債	0	154, 200	△154, 200			
計	350, 400	546, 400	△196, 000			